

新型コロナウイルス感染症に関する 人権への配慮について

<令和2年4月13日作成>

新型コロナウイルスへの感染が全世界で拡大する中、誤った情報や根拠のない噂が多く出回っています。

新型コロナウイルスに関連した憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安を
あおり、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。

感染された方やその関係者などに対して、誤った情報に基づく不当な差別、
偏見、いじめ等があってははいけません。

市民のみなさまには次のようなことを心がけるようお願いします。

- ネット上の誤った情報に惑わされない。
- 不確かな情報は決してSNSなどで広めない。
- 正確な情報に基づいて判断、行動をする。



《不当な差別やいじめ等の人権問題について相談を受け付けています》

【人権擁護委員による人権相談】

※これまで各区役所で行っていた面接による人権相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月14日（火）から当面の間休止します。

引き続き、法務局による下記の電話相談は実施していますので、ご利用ください

○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

電話 0570-003-110 平日：8時30分から17時15分

○子どもの人権110番（全国共通通話料無料）

電話 0120-007-110 平日：8時30分から17時15分

○女性の人権ホットライン（全国共通）

電話 0570-070-810 平日：8時30分から17時15分

○外国語人権相談ダイヤル

電話 0570-090-911 平日：9時から17時

○インターネット人権相談受付窓口 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



熊本市 文化市民局 人権推進部 人権政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 電話096-328-2333